

(2) 健康支援事業

母子家庭等は、健康面において不安を抱えていても働かなければ生活を維持することが困難な状況にあり、こうした負担等が要因となって、体調を崩したり、親子関係に問題が生じるなどして、生活に困難が生じている場合も少なくない。こうした問題を抱えた者に対して精神面、身体面の健康管理についての相談を行う。

(3) 土日・夜間電話相談事業

母子家庭等は、平日や日中に就業や子育てを抱えている上、相談相手を得るのに困難な面があることから、母子家庭等が、比較的時間に余裕のある夜間、休日において気軽に相談でき、適切なアドバイスを得心ることのできる電話相談を実施する。

(4) 児童訪問援助事業

ひとり親家庭の児童は、親との死別・離婚等により心のバランスを崩し、不安定な状況にあり、心の葛藤を緩和し、地域での孤立化を防ぎ、新しい人間関係を築くなどの援助を必要としている。こうした状況を踏まえ、ひとり親家庭の児童が気軽に相談することのできる児童訪問援助員(ホームフレンド)を児童の家庭に派遣し、児童の悩みを聞くなどの生活面の支援を行う。

(5) ひとり親家庭情報交換事業

ひとり親家庭になって間もない家庭は、生活環境の変化が著しく、親自身が生活の中で直面する問題にひとりで悩み、精神面でも不安定な状況にある。このことから、ひとり親家庭が定期的に集い、お互いの悩みを打ち明けたり相談し合う場を設ける。

4 子育て支援基金事業による民間団体への助成

民間団体が行う次の母子家庭の生活支援に関する活動について、独立行政法人福祉医療機構の子育て支援基金からの助成が行われた。

(1) 母子家庭の母等のキャリア形成支援事業(助成先：(財)全国母子寡婦福祉団体協議会)

母子家庭の母が、単に生計を維持するためだけでなく、個々の条件を踏まえ自分のやりたい仕事や、そのために必要とされるスキルなど生涯を通じたキャリアの形成を主体的に図るため、具体的な方策等の支援を行った。具体的には、自己を取り巻く諸条件を把握し、具体的な将来像を描き、それに向けた短期的・長期的なキャリア計画書の作成、セミナーの実施等を行うとともに、これらを記載したキャリア形成ブックを作成し、ホームページに掲載し普及を図った。